

○美咲町高齢者AT踏み間違い防止装置整備費補助金交付要綱

平成29年9月29日

告示第88号

(趣旨)

第1条 この告示は、美咲町補助金等交付規則（平成17年美咲町規則第44号）に定めるもののほか、AT踏み間違い防止装置を整備した高齢者に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「AT踏み間違い防止装置」とは、オートマチック車におけるアクセルペダルとブレーキペダルの踏み間違い防止のために、横押し式のアクセルレバーを取り付けたブレーキペダル及びアクセルペダルの誤動作を解消する装置を取り付けたブレーキペダルをいう。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、町内に居住する高齢者に対して、AT踏み間違い防止装置整備に要する費用の一部を補助することにより、安全運転意識の向上を図り、高齢運転者の交通事故の防止及び事故時の被害軽減に資することを目的とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象者となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす個人とする。

- (1) 本補助金申請日において、町内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている満65歳以上の者であること。
- (2) 非営利かつ自ら使用する自動車へ整備する者であること。
- (3) 自動車運転免許証を保有している者であること。
- (4) 補助対象者は、補助対象自動車に係る法第60条第1項の規定により交付される自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）に記される使用者と一致すること。
- (5) 町税、使用料等を滞納していない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(AT踏み間違い防止装置の整備事業者)

第5条 補助対象となるAT踏み間違い防止装置の整備は、中国運輸局長から自動車分解整備事業の認証を受けた岡山県内の事業者（以下「事業者」という。）する。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、AT踏み間違い防止装置の整備に要する費用とする。ただし、国等の補助金を受けている場合は、補助金額を除いた個人負担額とする。

(補助金の交付額)

第7条 補助金の交付額は、AT踏み間違い防止装置の本体及びその取付けに係る費用

の3分の2以内の額とし、15万円を上限とする。この場合において、補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、1人につき1台1回とする。ただし、AT踏み間違い防止装置を既に整備している自動車からの買換えに伴い、新たにAT踏み間違い防止装置を整備するときは、この限りでない。

(予算が不足する場合の措置)

第8条 補助金の交付に係る予算が不足するおそれがあると認めるときは、補助金の交付に係る予算の執行状況を見極めた上で、交付の申請の受付を中止することができる。

(交付の申請)

第9条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、美咲町高齢者AT踏み間違い防止装置整備費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 見積書の写し
- (2) 自動車検査証の写し（申請者名義）
- (3) 自動車運転免許証の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第10条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をし、美咲町高齢者AT踏み間違い防止装置整備費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかに申請者に美咲町高齢者AT踏み間違い防止装置整備費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 補助金の交付の決定をする場合において、町長は、補助金交付の目的を達成するため必要と認めたときは、条件を付することができるものとする。

(変更承認の申請)

第11条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の申請内容を変更しようとするとき、又はAT踏み間違い防止装置の整備を中止しようとするときは、美咲町高齢者AT踏み間違い防止装置整備費補助金変更承認申請書（様式第4号）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(変更承認の通知)

第12条 町長は、前条の規定により補助金の変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、美咲町高齢者AT踏み間違い防止装置整備費補助金変更承認通知書（様式第5号）によりその旨を通知するものとする。ただし、中止のときは、この限りでない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、AT踏み間違い防止装置の整備を完了したときは、遅滞なくAT踏み間違い防止装置整備費補助金実績報告書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 整備前及び整備後の写真
- (3) 踏み間違い防止装置整備証明書(様式第7号)
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第14条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、条件に適合すると認められたときは、補助金の額を確定し、美咲町高齢者AT踏み間違い防止装置整備費補助金確定通知書(様式第8号)を交付するものとする。

(補助金の交付)

第15条 町長は、前条の規定による補助金の額の確定後、請求書(様式第9号)が提出されたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第16条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第4条及び第5条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 本告示の規定に違反したとき。
- (4) その他町長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

(補助金の返還)

第17条 町長は、前条の規定により補助金の返還を決定したときは、当該補助金の返還を請求するものとする。ただし、町長が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、この限りではない。

- (1) 天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で当該整備済自動車を処分するとき。
- (2) その他町長が補助金の返還の必要がないと認めるとき。

(財産の管理及び処分の制限)

第18条 補助金の交付を受けて整備したAT踏み間違い防止装置整備自動車は、法令等の規定に基づき適正に管理し、整備完了日から起算して1年間は、補助金交付の目的に反して使用、譲り渡し、交換、貸し付け、売却又は廃棄等の処分をしてはならない。

(町による調査)

第19条 町長は、補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において、補助金の交付を受けた者に対して、補助金の交付を受けて整備したAT踏み間違い防止装置

整備自動車の使用等に関する調査等を行うことができる。

- 2 補助金の交付を受けた者は、町が前項の調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

(その他)

第20条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年10月1日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成30年5月1日告示第29号)

この告示は、平成30年5月1日から施行する。

附 則 (平成30年7月31日告示第79号)

この告示は、平成30年8月1日から施行する。

附 則 (令和元年7月1日告示第55号)

この告示は、公布の日から施行し、令和元年7月1日から適用する。

附 則 (令和2年3月6日告示第8号)

この告示は、公布の日から施行し、令和2年3月9日から適用する。

附 則 (令和2年6月29日告示第69号)

この告示は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則 (令和4年3月30日告示第24号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

年 月 日

美咲町長 様

申請者

郵便番号	
住 所	
ふりがな	
氏 名	
生年月日	年 月 日 ( 歳)
電話番号	

美咲町高齢者AT踏み間違い防止装置整備費補助金交付申請書

美咲町高齢者AT踏み間違い防止装置整備費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり申請します。なお、申請にするにあたり、美咲町高齢者AT踏み間違い防止装置整備費補助金交付要綱第4条の規定に基づき、受給に必要な調査について関係官署に照会し、調査することに同意します。

記

申請額	円	
整備費	円	
整備車両	メーカー名及び車名	
	自動車登録番号	

添付書類

- (1) 見積書の写し
- (2) 申請者名義の自動車検査証の写し
- (3) 自動車運転免許証の写し

様式第2号（第10条関係）

美咲町高齢者AT踏み間違い防止装置整備費補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

美咲町長 印

年 月 日付で申請のありました美咲町高齢者AT踏み間違い防止装置整備費補助金について、美咲町高齢者AT踏み間違い防止装置整備費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり交付決定したので通知します。

交付決定金額 金 \_\_\_\_\_ 円

（交付の条件等）

美咲町高齢者AT踏み間違い防止装置整備費補助金交付要綱第15条の規定により、申請の内容に虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた場合又は補助金を返還することが必要であると認めた場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その全部を返還していただきます。

様式第3号（第10条関係）

美咲町高齢者AT踏み間違い防止装置整備費補助金不交付決定通知書

年 月 日

様

美咲町長

年 月 日付けで申請のありました美咲町高齢者AT踏み間違い防止装置整備費補助金について、美咲町高齢者AT踏み間違い防止装置整備費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり不交付決定したので通知します。

不交付決定の理由

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

美咲町長 様

申請者

郵便番号	
住 所	
ふりがな	-----
氏 名	
生年月日	年 月 日 （ 歳）
電話番号	

美咲町高齢者AT踏み間違い防止装置整備費補助金変更承認申請書

美咲町高齢者先進安全自動車購入費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり申請します。

記

1. 変更内容

変更理由

2. 整備の中止

中止理由

添付書類

変更の内容を証明する書類（中止の場合は添付不要）

様式第5号（第12条関係）

美咲町高齢者AT踏み間違い防止装置整備費補助金変更承認通知書

年 月 日

様

美咲町長

年 月 日付で変更承認申請のありました美咲町高齢者AT踏み間違い防止装置整備費補助金について、美咲町高齢者AT踏み間違い防止装置整備費補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり承認したので通知します。

1. 変更内容

2. その他

様式第6号（第13条関係）

年 月 日

美咲町長 様

申請者	
郵便番号	
住 所	
ふりがな	
氏 名	
生年月日	年 月 日 ( 歳)
電話番号	

美咲町高齢者AT踏み間違い防止装置整備費補助金実績報告書

美咲町高齢者AT踏み間違い防止装置整備費補助金補助金交付要綱第13条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

添付書類

- (1) 領収書の写し
- (2) 整備前及び整備後の写真
- (3) 踏み間違い防止装置整備証明書

様式第7号（第13条関係）

年 月 日

美咲町長 様

自動車整備店  
郵便番号  
住 所  
名 称  
代表者又は  
店長（営業所長）名

踏み間違い防止装置整備証明書

次のとおり、踏み間違い防止装置を整備したことを証明します。

記

申 請 者	住 所	
	氏 名	
整 備 車 両	メーカー名及び車名	
	自動車登録番号	
	踏み間違い防止装置名	
	整 備 費 用	

販売担当者氏名		電話番号	
---------	--	------	--

※販売担当者は、補助金手続きに関する問い合わせ等に対応できる方を記入してください。

様式第8号（第14条関係）

美咲町高齢者AT踏み間違い防止装置整備費補助金確定通知書

第 号  
年 月 日

様

美咲町長

年 月 日付けで実績報告のありました美咲町高齢者AT踏み間違い防止装置整備費補助金について、美咲町高齢者AT踏み間違い防止装置整備費補助金交付要綱第14条の規定に基づき、次のとおり確定したので通知します。

補助金交付確定額 金 \_\_\_\_\_ 円

様式第9号（第15条関係）

美咲町高齢者AT踏み間違い防止装置整備費補助金請求書

年 月 日

美咲町長 様

住 所

氏 名

次のとおり、高齢者AT踏み間違い防止装置整備費補助金を請求します。

請 求 額 \_\_\_\_\_ 円

振込口座

金融機関名	銀行 金庫 農協	支店
預金種別	普通 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		